

障がい児者相談支援センター

障がい児者相談支援センター ☎(37)9970

障がい者手帳の有無に関わらず、市内にお住まいの障がいのある方や児童、そのご家族などが気軽に相談できる窓口です。日常生活のことから必要なサービスや制度のことなど、総合窓口としてお手伝いします。

■業務内容

障がい児者の相談・個別支援、障がい福祉サービスの利用支援、地域での生活や就労支援、障がい者の権利擁護や虐待防止

民生委員・児童委員

社会福祉課 ☎(32)8899

日常生活を営むなかで、福祉や子育てで様々な問題を抱え、相談相手がいないまま悩んでいる方は多いと思います。

民生委員・児童委員は、こうした方の問題を解決するため、専門機関や福祉サービスを紹介するなど、行政とのパイプ役として活動しています。

個人情報やプライバシーの保護に配慮した支援活動を行っていますので、安心してご相談ください。

お住まいの地区の民生委員・児童委員がわからないときは、社会福祉課までお問い合わせください。

在宅当番医(一次救急医療機関)

健康増進課 ☎(32)8905

夜間に比較的症状が軽い急な病気やけが等で困ったときは、小山医療圏(下野市、小山市、野木町、上三川町)において1日2つの医療機関が当番制で在宅当番医(救急医療機関)を開設していますのでご利用ください。

在宅当番医は、毎月の広報紙または市ホームページでご確認ください。

■診療日時

- ・平日、日曜日
午後5時～翌日午前9時
- ・土曜日、祝日の前日、年末年始(12月29日～1月2日)
午後5時～
翌日午後5時



■診療場所

6つの医療機関のうち1日2つの医療機関が当番制で診療します。

- ①杉村病院(小山市)
- ②小山整形外科内科(小山市)
- ③光南病院(小山市)
- ④石橋総合病院(下野市)
- ⑤小金井中央病院(下野市)
- ⑥野木病院(野木町)

■利用上の注意

受診する場合は、必ず当番医を確認し、事前に病院へ電話してください。

各医療機関では医師が交代で当直制をとっているため、希望される治療が困難な場合もあります。

受診時には保険証等をお持ちください。

地域医療体制

健康増進課 ☎(32)8905

夜間や休日に比較的症状が軽い病気やけが等で困ったときは、夜間休日急患診療所をご利用ください。また、休日に急な歯科診療が必要となったときには、休日急患歯科診療所をご利用ください。

夜間休日急患診療所

■診療科目 内科、小児科

■診療日時 平日・土曜 午後7時～10時

日曜・祝日・振替・年末年始(12月31日～1月3日)
午前10時～正午、午後1時～5時、午後6時～9時

■診療場所 小山市神鳥谷2251-7

☎(39)8880 FAX(39)8882

■利用上の注意 受付時間は診療終了15分前までです。内科医等が小児科の診療を担当することがあります。事前に電話をしてから来院してください。受診時には、保険証等をお持ちください。

休日急患歯科診療所

■診療日時 日曜・祝日・振替・年末年始(12月31日～1月3日)午前10時～正午、午後1時～4時

■診療場所 小山市神鳥谷2251-7

☎(39)8881 FAX(39)8883

■利用上の注意 受付時間は診療終了15分前までです。受診時には保険証等をお持ちください。

生活保護

社会福祉課 ☎(32)8901

生活保護は、資産や能力などを活用しても、なお生活に困る世帯に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、再び自分の力で生活できるよう援助する制度です。

生活にお困りの方は、お気軽にご相談ください。

生活困窮者自立支援事業

くらし応援センターささえーる
☎(43)1236

生活困窮状態からの早期自立を支援する事業です。家賃が払えない、経済的に不安、仕事がない、引きこもり、病気が心配など生活の不安や悩み事について、お気軽にご相談ください。